

# 船舶事故調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年2月12日 12時30分ごろ
発生場所	愛媛県愛南町延命寺岬北西方沖 小貝簗灯台から真方位173° 840m付近 (概位 北緯32° 59.2' 東経132° 30.1')
事故の概要	瀬渡船橋本丸は、西北西進中、また、シーカヤック（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年3月8日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 瀬渡船 橋本丸、0.9トン EH3-71563（漁船登録番号）、個人所有 第281-43831号（船舶検査済票の番号） B シーカヤック（船名なし）、長さ約3.50m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 漕手B
負傷者	A なし B 軽傷 1人（漕手B）
損傷	A 船底に擦過傷 B 左舷船尾部に凹損及び船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Aが、立ち上がって周囲を見渡したところ他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船外機の前に腰を下ろし、約20ノットの対地速力で手動操舵により西北西進中、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、周囲を見渡した際、B船を見落とし、その後、少し船首が浮上して死角が生じた状態であったA船の船首部にB船が隠れてしまい、漂流中のB船に接近していることに気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、漕手Bが1人で乗り、船首を西南西方に向けて釣りをしながら漂流中、漕手Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けて航行していくと思い、右舷方を向いて腰を下ろし、釣りに意識を向けていたところ、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船に向かって大声で叫んだものの、A船と衝突した。

	<p>B船は、船尾部に長さ約1.3mのポールの上に黄色の旗を取り付けていた。</p>
分析	<p>A船は、船首が少し浮上して死角が生じた状況下、西北西進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、航行を続けたことから、B船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、漕手Bが釣りに意識を向けていたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船首が少し浮上して死角が生じた状況下、A船が西北西進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、航行を続け、また、漕手Bが釣りに意識を向けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、シーカヤック等を見落とすことがないように、見張りを適切に行うとともに、船首が浮上して死角が生じている場合、船首を左右に振る、立ち上がるなど、死角を補う操船方法を採用すること。</li> <li>・ シーカヤック等の漕手は、漂流して釣りを行う際、釣りに意識を向け過ぎずに、常時、周囲の見張りを適切に行い、自船に接近する他船が自船を避けてくれると思わず、早めに衝突を避けるための動作を行うこと。</li> </ul>